

# 障害者雇用促進のためのハローワークの取組の強化

## 現状

- 民間企業の障害者雇用率は、1.49%。達成企業割合は、42.1%。(17年6月)
  - \* 中小企業の実雇用率が低下。100~299人規模では1.24%と、規模別で最低。
  - \* 大企業の実雇用率は高水準。しかし、達成企業割合は低い(1,000人以上規模で、33.3%)。
- ハローワークにおける新規求職者数 約 9万人 ~増加傾向が続いている  
有効求職者数 約15万人

## 1 雇用率達成指導の強化

- 雇用率達成指導基準の見直しと厳正な指導
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出対象を、以下の範囲の企業にも拡大。
    - ・ 法定雇用障害者数が3~4人(167~277人規模企業)で、0人雇用の企業
    - ・ 不足数が10人以上の企業

## 2 障害者に対する職業紹介の充実

- 相談・支援体制の充実・強化 (「障害者専門支援員」の配置等)
- 各種の雇用支援策の活用 (トライアル雇用、ジョブコーチ支援等)
- 関係機関との連携の強化 (地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等)
- 雇用率達成指導と結び付けた職業紹介の実施 等

## ※ 以下の目標を設定して、着実に取組を推進

### 1 雇用率達成指導

- 平成20年の障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。

これに向けて

- ・ 平成18年の障害者雇用状況報告においては、前年(42.1%)を上回ることを最低限確保する。
- ・ 平成19年の障害者雇用状況報告においては、平成17年と比較して5%ポイントの上昇を目指す。

### 2 職業紹介

- 平成18年度の就職件数について、平成17年度と比較して2,500件の増加を目指す。
- 平成18年度のトライアル雇用について、開始者数6,000人、常用雇用移行率80%以上を目指す。

厚生労働省発表  
平成18年4月18日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部		
障害者雇用対策課		
課長	土屋	喜久
主任障害者雇用専門官	白兼	俊貴
障害者雇用専門官	浅賀	英彦
電話	5253-1111(内)	5857, 5784
	3502-6775(直通)	

## 障害者雇用の一層の推進に関する厚生労働大臣名による要請について

障害者の就業意欲が高まる中、改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法が施行され、障害者の雇用機会の一層の確保が求められている。

このような状況の中で、障害者雇用の一層の推進を図るため、川崎厚生労働大臣の指示の下、大臣名の要請文書により、公的機関、経済団体及び業種別団体への要請を、下記により行うこととした。

厚生労働省としては、本要請を契機に、雇用率達成指導の強化、積極的な職業紹介、各種雇用支援策の活用等により、障害者雇用のさらなる推進を図る考えである。

## 記

### 1 要請先

- ・ 国、都道府県及び市町村の機関（全機関）
- ・ 独立行政法人等（全機関）
- ・ 経済四団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び経済同友会）及び主要な業種別団体等（115団体。別添参照）

### 2 要請内容

- ・ 国、都道府県及び市町村の機関に対しては、別紙1のとおり。
- ・ 独立行政法人等に対しては、別紙2のとおり。
- ・ 経済四団体及び主要な業種別団体等に対しては、別紙3のとおり。
- ・ 業種別団体等のうち国立大学協会及び公立大学協会に対しては、別紙4のとおり。

### 3 要請方法

- ・ 各省庁については、本日(4月18日)の閣僚懇談会において、大臣から要請を行った(別紙5参照)。
- ・ 都道府県及び市町村の機関については、雇用率未達成機関に対し、各都道府県労働局の幹部による訪問要請を行う。
- ・ 独立行政法人等については、特に雇用状況の悪い法人に対しては、本省幹部による訪問要請を行い、その他の雇用率未達成法人に対しては、各都道府県労働局の幹部による訪問要請を行う。
  
- ・ 経済四団体については、本省幹部による訪問要請を行う。
- ・ 主要な業種別団体等については、除外率設定業種及び障害者の雇用状況の悪い業種を中心に、本省幹部による訪問要請を行う。
  
- ・ 訪問要請によらない要請先については、関係資料を同封の上、送付する。

### 4 要請時期

本日(4月18日)以降、順次実施する。

## 障害者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障害者雇用の促進について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されております。中でも、国及び地方公共団体の機関は、民間企業に率先垂範して、障害者雇用を推進すべき立場にあります。

昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害者自立支援法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待がさらに高まっている中で、公的機関においては、障害者雇用率の達成は言うまでもなく、さらに一層の採用促進に取り組むことが求められております。

このような情勢を的確に認識され、現在、障害者雇用率未達成の機関におかれては、雇用率の速やかな達成及びそれにとどまらぬ障害者雇用の一層の推進をお願いいたします。また、既に雇用率を達成されている機関におかれても、障害者のさらなる雇用に向けた取組を一層、推進していただくようお願い申し上げます。

その際、特に、公的機関における知的障害者の採用が極めて少ない状況にかんがみ、職場実習の受入等、採用に向けた具体的な取組を実施いただくよう併せてお願いいたします。

平成十八年四月十八日

厚生労働大臣

川崎 二郎

## 障害者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障害者雇用の促進について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されております。中でも、独立行政法人や公社等の機関は、国及び地方公共団体の機関とともに、公的機関として民間企業に率先垂範して、障害者雇用を推進すべき立場にあります。

昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害者自立支援法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待がさらに高まっている中で、公的機関においては、障害者雇用率の達成は言うまでもなく、さらに一層の採用促進に取り組むことが求められております。

このような情勢を的確に認識され、現在、障害者雇用率未達成の機関におかれては、雇用率の速やかな達成及びそれにとどまらぬ障害者雇用の一層の推進をお願いいたします。また、既に雇用率を達成されている機関におかれても、障害者のさらなる雇用に向けた取組を一層、推進していただくようお願い申し上げます。

その際、特に、公的機関における知的障害者の採用が極めて少ない状況にかんがみ、職場実習の受入等、採用に向けた具体的な取組を実施いただくよう併せてお願いいたします。

平成十八年四月十八日

厚生労働大臣

川崎 二郎

## 障害者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障害者雇用の促進について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されております。

昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害者自立支援法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待がさらに高まっている中で、障害者雇用率の達成は言いつまでもなく、さらに一層の雇用促進に取り組むことが求められております。

しかしながら、民間の企業における障害者の雇用の現状を見ますと、全体の雇用率は、法定の一・八パーセントに対して一・四九パーセント、法定雇用率を達成している企業の割合は、半数に満たない四十二・一パーセントにとどまっており、障害者の雇用についてさらに積極的なご努力をいただかなければならない状況にあります。

このような情勢を的確に認識され、企業における障害者雇用率の速やかな達成及びそれにとどまらぬ障害者の一層の雇用の促進について、貴団体におかれましても深いご理解を賜りますとともに、会員団体・企業における積極的な取組を促していただけますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成十八年四月十八日

厚生労働大臣

川崎 二郎

## 障害者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障害者雇用の促進について、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用の促進等に関する法律により、すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有しており、障害者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課されております。中でも、国立大学法人及び公立大学法人は、国及び地方公共団体の機関とともに、公的機関として民間企業に率先垂範して、障害者雇用を推進すべき立場にあります。

昨年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害者自立支援法が成立し、福祉から一般雇用への移行による障害者の自立の推進への期待がさらに高まっている中で、公的機関においては、障害者雇用率の達成は言うまでもなく、さらに一層の採用促進に取り組むことが求められております。

しかしながら、国立大学法人及び公立大学法人における障害者の雇用の現状を見ますと、全体の雇用率は、法定の二・一パーセントに対して一・四一パーセント、また、法定雇用率を達成している法人の割合は二十七パーセントと、依然として多くの法人が法定雇用率未達成となっており、障害者の雇用についてさらに積極的なご努力をいただかなければならない状況にあります。

このような情勢を的確に認識され、国立大学法人及び公立大学法人における障害者雇用率の速やかな達成及びそれにとどまらぬ障害者の一層の雇用の促進について、貴協会におかれましては深いご理解を賜りますとともに、傘下の各大学における積極的な取組を促していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成十八年四月十八日

厚生労働大臣

川崎 二郎

障害者雇用の一層の推進に関する要請について

〔平成十八年四月十八日（火）閣僚懇談会〕  
厚生労働大臣 発言要旨

一 障害者の就業意欲が高まる中で、改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法が施行され、障害者の雇用機会の一層の確保が求められています。

二 このような状況の中、障害者雇用の一層の推進を図るため、私の名前で、公的機関、経済団体及び業種別団体に対し、要請を行うこととしました。  
各省庁におかれては、公的機関として率先垂範して、障害者雇用の一層の推進を図っていただくよう、お願いいたします。

三 併せて、所管の独立行政法人等における取組を促していただくとともに、所管する産業の民間企業における障害者雇用の促進にも、特段の御配慮をいただくよう、お願い申し上げます。



(別添)要請を行うこととした主要な業種別団体等一覧

全国中小企業団体総連合	日本鉄鋼連盟	信託協会
日本中小企業団体連盟	電線工業経営者連盟	全国地方銀行協会
全国商工会連合会	日本製罐協会	全国信用金庫協会
全国商工団体連合会	日本鍛造協会	全国労働金庫協会
全日本商店街連合会	日本自動車機械工具協会	日本証券業協会
全国商店街振興組合連合会	日本機械工業連合会	日本商品先物取引協会
日本専門店会連盟	日本ベアリング工業会	生命保険協会
大日本水産会	日本工作機械工業会	日本損害保険協会
日本鉱業協会	全国木工機械工業会	全国共済農業協同組合連合会
石炭エネルギーセンター	日本電機工業会	不動産協会
全国建設業協会	電子情報技術産業協会	日本ホテル協会
電気事業連合会	日本運搬車両機器協会	日本旅行業協会
日本製糖協会	日本自動車工業会	日本民間放送連盟
精糖工業会	日本自動車車体工業会	日本広告業協会
麦酒酒造組合	日本鉄道車両工業会	全日本広告連盟
日本酒造組合中央会	日本造船工業会	全国農業協同組合中央会
日本洋酒酒造組合	日本航空宇宙工業会	全国農業協同組合連合会
日本紡績協会	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	日本産業訓練協会
日本羊毛紡績会	日本計量機器工業連合会	日本食糧協会
日本綿スフ織物工業連合会	日本光学工業協会	全国社会福祉協議会
日本染色協会	カメラ映像機器工業会	日本病院会
日本絹人織織物工業会	日本時計協会	全国老人福祉施設協議会
日本毛織工業協会	日本ガス協会	全国老人保健施設協会
日本製紙連合会	日本民営鉄道協会	全国精神障害者社会復帰施設協会
全日本紙製品工業組合	日本バス協会	日本保育協会
日本新聞協会	全国乗用自動車連合会	国立大学協会
日本出版協会	全日本トラック協会	公立大学協会
印刷工業会	全国通運業連合会	日本私立大学団体連合会
日本化学工業協会	全国通運協会	日本私立短期大学協会
日本肥料アンモニア協会	日本船主協会	全日本私立幼稚園連合会
日本化学繊維協会	全日本航空事業連合会	日本林業協会
日本製薬団体連合会	日本倉庫協会	日本フードサービス協会
写真感光材料工業会	日本港運協会	情報サービス産業協会
石油連盟	日本貿易会	日本人材派遣協会
石油化学工業協会	日本自動車販売協会連合会	全国民営職業紹介事業協会
日本ゴム工業会	日本百貨店協会	
日本自動車タイヤ協会	日本セルフサービス協会	
日本硝子製品工業会	日本チェーンストア協会	
セメント協会	全国銀行協会	
日本陶業連盟	第二地方銀行協会	

計 115団体

(大臣)

今日は、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令がございました。農林水産大臣から、森林・林業白書について、ご報告がございました。その後、私の方から障害者雇用の一層の推進に関する要請ということで、閣僚懇談会で発言をさせていただきました。障害者の就業意欲が高まる中で、改正障害者雇用促進法及び障害者自立支援法が施行され、障害者の雇用機会の一層の確保が求められています。このような状況の中、障害者雇用の一層の推進を図るため、私の名前で、公的機関、経済団体及び業種別団体に対し、要請を行うこととしました。各省庁におかれては、公的機関として率先垂範して、すなわち2.1%ですけれども、障害者雇用の一層の推進を図っていただくようお願いいたします。確か予算委員会でも議論があったのですが、金融庁以外は2.1%を超えていると思います。併せて、所管の独立行政法人等における取組を促していただくとともに、所管する産業の民間企業における障害者雇用の促進にも、特段の御配慮をいただくようお願い申し上げます。その後、総務大臣それから少子化・男女共同参画大臣からもご支援のご発言をいただきました。予算委員会、厚生労働委員会等で、何回かご質疑をいただく中、私もお答え申し上げてきたのですが、一つの議論としてありましたのは、大企業の障害者雇用が進みつつある、ご理解が広がっていることは事実ですけれども、一方で、300人以下の中小企業については、逆に下がっていているのが実態でございます。今の制度全体として301人以上の企業に対して納付金と調整金というシステムを持っているわけですけれども、300人以下の企業にも広げていくべきではないかというご質問がございまして、それに対して私の方から、まず官公庁、地方公共団体、独立行政法人等の内輪からまずきちっとやりたい。中小企業の経営が厳しいことは事実でございます。しかし、最終的には中小企業にもお願いしていかねばならないという一つの気持ちの中で、まずやるべきことはきちんとやろうではないかということで、今回改めて要請をさせていただきました。今申し上げたように、国については、かなりの数字になってると思いますけれども、独立行政法人等については、まだまだで、一番大きなもので言えば、確かまだ郵政公社も足並みが揃っていないと思います。そんな状況の中で、地方を見ますと、もっと足並みが揃っていない。したがって、そういったところに一段とお願いをしたいということで、今日の改めての要請になりました。なお、4月26日の水曜日に厚生労働省と文部科学省との共催により、都道府県レベルの関係機関、労働・福祉、教育関係が一堂に会する「障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議」の開催を致すことにしております。これによりまして、地方においても一層の理解が進むことを期待したいと考えております。以上です。

《質疑》

(記者)

今の障害者雇用の関係ですけれども、中小企業の場合は、経営基盤が弱いことなど進

めることが難しいという現場の声もあるかと思いますが、それについてどのようにお考えですか。

(大臣)

実は、昔は高かったんだよね。大企業よりも高い時代があったくらいで、ただ、近年の経済情勢もあったかもしれない、またいろいろな諸条件が重なったんだろうと思いますけれども非常に悪くなってきました。そこは、国会でずいぶんご指摘もいただいて、先ほど申し上げたように、順番としては、やはりやるべきところはまずきちんとやりましょうということですので、それをやはりきちんと果たした上で、中小企業の皆さん方とも話をしていきたいと思っています。

(記者)

地方公共団体、独立行政法人の障害者雇用率というのは、まだまだ2.1%にも達していないような状況なのではないでしょうか。

(大臣)

低いです。低いことは事実で、個別にも発表するよと言っている。地方や独立行政法人にも、先ほど言った納付金と調整金の制度や仕組みを入れるべきでないかということに対しては、私どもは、そこまでは考えておりません。しかし、未達成の団体は公表します。積極的に公表していこうと思っています。みんなで障害者雇用、ノーマライゼーションを考えていかなければならない。特に、障害者自立支援法を4月1日からスタートした年でもあります。改めて、お願いをしていきたいと思っています。

(記者)

総務大臣などから、ご支援のご発言ということがありましたが、どういうご趣旨のご発言でしょうか。あと、猪口大臣でしょうか。

(大臣)

総務大臣からは、要は、厚生労働大臣がおっしゃられました障害者雇用の推進は、公的機関が率先して取り組むべき重要な課題であります。公的部門における障害者雇用の推進を図るため、これまで各府省及び地方公共団体に対する要請を行ってきましたということで、今後もしっかりやりたい、今回の要請を踏まえ、私からもお願いをするという発言で、猪口大臣もだいたい同様の趣旨でございます。

(了)

### 3 障害者の雇用支援策